

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第7項第2号中「子が、条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては」を「子が」に改める。

別表第2（第15条、第17条、第20条関係）中

「

(19) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において8日（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、12日）の範囲内の期間
---	---

」を

「

(19) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭	一の年において8日（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、12日）の範囲内の期間
--	---

和33年法律第56号) 第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち広域連合長が定めるものへの参加をすることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
--	--

」に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

新	旧												
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 平成19年3月1日 規則第12号</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務の制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該請求に係る子が _____ 小学校就学の始期に 達した場合</p> <p>8・9 (略)</p> <p>別表第2 (第15条、第17条、第20条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">特別休暇を受けることができる事由</th> <th style="width: 50%;">特別休暇の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(18) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(19) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学</td> <td>一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、12日)の範囲内の期間</td> </tr> </tbody> </table>	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	(1)～(18) (略)	(略)	(19) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学	一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、12日)の範囲内の期間	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則 平成19年3月1日 規則第12号</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 時間外勤務制限開始日から起算して時間外勤務の制限の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該請求に係る子が、<u>条例第9条第2項の規定による請求にあっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に</u>達した場合</p> <p>8・9 (略)</p> <p>別表第2 (第15条、第17条、第20条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">特別休暇を受けることができる事由</th> <th style="width: 50%;">特別休暇の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(18) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(19) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td>一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、12日)の範囲内の期間</td> </tr> </tbody> </table>	特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間	(1)～(18) (略)	(略)	(19) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、12日)の範囲内の期間
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間												
(1)～(18) (略)	(略)												
(19) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学	一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、12日)の範囲内の期間												
特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間												
(1)～(18) (略)	(略)												
(19) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして広域連合長が定めるその子の世話をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、12日)の範囲内の期間												

新		旧	
校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち広域連合長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合			
(20) ~ (23) (略)	(略)	(20) ~ (23) (略)	(略)

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。